

# 「教育費無償化」と 「ゆきとどいた教育」をすすめよう



## 義務・高校標準法とは…

「義務標準法」は公立小学校・障害児学校小中学部について、「高校標準法」は公立高校・障害児学校高等部について、学級規模と教職員定数の標準を定める法律です。

### 学級規模の「標準」

小学校 1年生35人、2~6年生40人  
中学生・高校生 40人  
障害児学級 8人  
障害児学校 小中学部6人、高等部8人  
重複学級3人

## 法律を改正すると…

国の責任で全国どこでも35人以下学級にできます。  
正規教員を増やして、臨時・非常勤だのみの政策を改善できます。

## 新たな教職員定数改善計画をつくると…

これまで義務制7次・高校6次計画(01~'05)が実施されました  
が、その後計画はつくられていません。計画があると、  
将来を見通した改善がすすみます。地方も安心して、長期的な計画  
に沿って採用・配置ができます。



## 障害児学校にだけ 「設置基準」がありません

障害児学校では、全国で4561もの教室が不足し、1つの教室をカーテンで仕切って2クラスにしたり、音楽室や理科室も普通教室として使うなどの実態があります。これは、障害児学校にだけ「設置基準」のないことが大きな原因です。障害児の学ぶ権利を保障するために、「設置基準」を策定することとマンモス校・過密校解消にむけた障害児学校新設・増設は急務です。



## 〈高校・大学無償化の国際比較〉

	高校 授業料 無償化	大学 授業料 無償化	大学 給付制 奨学金
デンマーク	○	○	○
フィンランド	○	○	○
ノルウェー	○	○	○
スウェーデン	○	○	○
アイルランド	○	○	○
フランス	○	○	○
アイスランド	○	○	×
ドイツ	○	○	○
オランダ	○	×	○
イギリス	○	×	○
アメリカ合衆国	○	×	○
イタリア	×	×	○
韓国	×	×	×
日本	×	×	×

(「教育指標の国際比較」などより)

## 国際人権規約社会権規約

## 「漸進的無償化条項」

〈国際人権社会権規約13条2項〉

- (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業の中等教育を含む）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。  
(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。

※2012年4月時点では批准していないのは日本とマダガスカルだけです。

# 大切にしたい… みんなのえがお

震災復興のための教育予算増を!  
国の責任で30人学級を!  
教育費無償化の前進を!

## 2013年度政府予算にむけた文部科学省概算要求に対する要請署名

### 文部科学大臣 様

わたしたちは、8月末にまとめられる「2013年度政府予算にむけた文部科学省概算要求」において、子どもたちの笑顔が輝く、ゆきとどいた教育を前進させる予算の実現を求めます。

東日本大震災・福島原発事故から1年以上たちましたが、住民のくらしと学校の復旧は十分にすすめられているとはいえない。被災地の声を真摯に受け止め、「競争と管理」ではなく「子どもたちのいのちと安全を最優先し、子どもたちを人間として大切にする学校・地域」をつくるための緊急かつ計画的な予算措置が必要です。

2012年度4月から、加配により小学校2年生での35人以下学級が前進しましたが、このやり方では全学年で実施する見通しが立ちません。義務・高校標準法を改正し国の責任で少人数学級を実現するとともに、新たな教職員定数改善計画をすすめるべきです。

「公立高校授業料不徴収および私立高校等就学支援金制度（高校無償化）」については、大きな教育効果があることは明らかであり、「見直し」による後退は許されません。外務大臣が国際人権規約「漸進的無償化条項」の留保を撤回することを指示したことはとても重要です。返還の必要のない「給付制奨学金」の実現とあわせて、いっそうの拡充がもとめられます。

多くの地方自治体では、苦しい財政の中で地域の住民や子どもたちのため、独自に教育費の補助をおこなっていますが、教育の機会均等を保障する意味でも、国が責任をもって教育費の無償化をすすめるべきです。

こうした課題を解決し、いっそうの改善をすすめるため、「2013年度政府予算にむけた文部科学省概算要求」について、以下のことが盛り込まれるように要請します。

- 1、東日本大震災・福島原発事故被害から子どもを守り、学校と地域の復旧・復興をすすめること
- 2、すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるため、国の責任で小・中・高すべてで30人以下学級を実現すること
- 3、新たな教職員定数改善計画をつくり、教職員を増やすこと。また、臨時教員の正規化をすすめること
- 4、障害児学校に「設置基準」を策定し、障害児学校の過大・過密を解消すること
- 5、小中学校及び障害児学校、夜間定時制高校の給食費を無償化すること
- 6、公私ともに高校の授業料等を完全に無償化すること。また、私学助成を増額し、父母負担を軽減すること
- 7、貧困と格差から子どもたちを守るため、就学援助制度を充実すること
- 8、高校生および大学生に対して、返還の必要のない「給付制奨学金制度」を創設すること

氏 名	住 所

※この署名は、文科省に提出する以外に使用しません。

全日本教職員組合(全教)／教組共闘連絡会／子ども全国センター／憲法・教育基本法全国ネット

連絡先

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階 全日本教職員組合  
TEL(03)5211-0123 FAX(03)5211-0124 e-mail zenkyo@zenkyo.org